

送付先 〒04915692 洞爺湖町栄町58番地

あて先 洞爺湖町総務課宛

・ FAXの場合 ☎014217412121 洞爺湖町役場総務課宛

指定管理者が創設された背景と目的

公の施設は、公共の利益のために多数の住民に対して均等にサービスを提供することを目的として設置される施設ですから、その適正な管理を確保することが必要です。

しかし、近年では民間企業が経営するスポーツジムやNPO法人が運営する福祉施設など、公の主体以外の民間主体が質の高いサービスを提供している事例も増加しています。

また、公共サービスに対する住民ニーズが多様化する中、行政がこうしたニーズに対してより効果的、効率的に対応していくために、民間とのパートナーシップによって、民間事業者の有するノウハウを公の施設の管理に活用していくことが求められ、公の施設管理のあり方を見直すことについて指摘されてい

これらの踏まえ、これまでの公の施設の管理に関する考え方を転換し、施設の適正な管理を確保するための仕組みを整備した上で、管理主体を法律上制限せず、町民サービスの向上に寄与するため、指定管理者制度が創設されました。

指定管理者制度とは？

指定管理者制度は、民間の能力を活用し、町民ニーズに効果的、効率的に対応することで、町民サービスの向上と経費の節減などを目的に創設された新制度です。

これまでの公の施設については、直営により一部を業務委託（清掃など）する方法などがありました。一部業務受託者は、委託契約に基づき具体的な事務や業務を行うことはできませんが、管理の権限と責任は町が有するため、施設の使用許可などの業務を委託することはできませんでした。

今度の新制度の下では、町が指定した指定管理者に、使用許可を含む施設の管理を行わせることができるようになります。

しかしながら、町は自ら管理を行いませんが、設置者として

指定管理者に必要に応じて指示を行い、指示に従わない場合には指定の取り消しなどを行うことができます。

なお、使用料の強制徴収や不服申立に対する決定など、法令上、町あるいは町長に与えられた処分は、指定管理者は行えません。

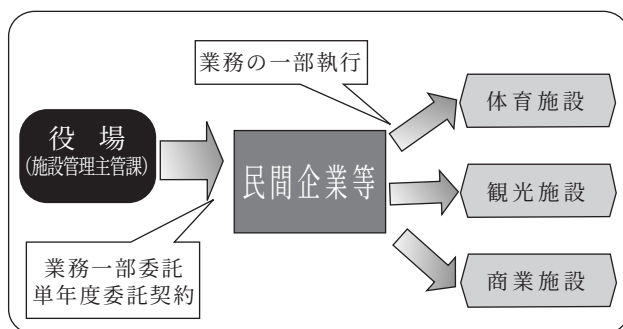
また、指定管理者の範囲については法律上特別な制約がないため、民間企業やNPO法人などを含む法人や法人格を有していない団体が、議会の議決を得て指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能となります。

公の施設とは？

公の施設とは、住民の福祉増進を目的に設置され、住民の利用が可能な施設です。町には、主なものとして、道路、集会所、公園、公営住宅、キャンプ場などの観光施設、地場産品直売所などの商業施設、体育館などの体育施設、保育所などおよそ180施設あります。

一方、庁舎や研究施設など住民の利用を目的としない施設は、公の施設には当たらないと判断されています。

従来の業務委託



従来までの委託と指定管理者制度のイメージ図

○指定管理者制度

